

2025 年 4 月 1 日

伊良湖パイロットボート（株）

安全統括管理者 川越 保

安 全 方 針

伊勢三河湾水先区水先人会の水先業務用施設である水先艇の安全運航をはかり、もって人命の安全と財産の保全を確保するため、安全管理規定（小型船旅客運送事業者）に従い次のとおり安全方針を定める。

1. 海上衝突予防法、海上交通安全法等の関連法規を遵守し、関連する社内規定、基準等に従って水先人等及び乗組員ならびに水先艇の安全の確保を最優先に業務に従事すること。
2. 伊勢湾海上交通センター及び他船の情報に注意をはらい、付近船舶の動静及び気象、海象の変化等に対応して航行の安全のために最善の措置をとること。またVHFは常時聴取しておくこと。
3. 水先艇安全運航指針を遵守すること。
4. 事故、災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し速やかに安全適切な処置をとる。
5. 水先人が乗下船する時の本船針路については、乗船時は艇内において口頭で、下船時は下船前にVHF又はトランシーバーにて推奨する本船針路を伝え水先人の了承をとること。（本船周囲の他船の状況次第で推奨する針路では不具合な場合があるため。）
6. 乗組員は、水先人等の乗下船作業及びその他の甲板作業に際して安全ベルトを装着し、自身の水先艇からの転落防止の措置を必ず講じること。
7. 水先人等の下船に際しては、全力で水先人等を支え安全を確保すること。
8. ポンツーン等の係留施設等について日ごろから目視点検を実施して必要なメンテナンスを行い、業務用施設に異常を感知したときはためらうことなく師崎事務所へ連絡すること。
9. 乗組員は、清潔な服装に留意すること。
10. 安全方針は、社員の提言により必要に応じて改定されるべきものであり、業務遂行上安全のために必要と感じた意見は、上司に伝えるほか配乗課に設置した意見箱に記名の上投函することもできる。

安全方針の改正は必要に応じて随時行い速やかに乗組員へ周知し、水先人会へ連絡するものとする。

以上